

入札概要

工事件名	(仮称)東玉川保育施設 新築工事
工事場所(地番表示)	東京都世田谷区東玉川一丁目 68 番 3、68 番 16(地名地番)
施主(発注者)	社会福祉法人 ちとせ交友会 〒107-0052 東京都港区赤坂 4-7-15
概要	敷地面積 521.11 m ² 、建築面積 284.38 m ² 、延床面積 493.15 m ² 構造：木造地上 2 階建て ※ 予定価格 (限定公開)指名決定業者にのみ通知する ※ 最低制限価格 (有)・無
工期(予定)	契約有効の日から平成 30 年 1 月 31 日
入札方法・日時場所	入札方法：希望制指名競争入札 ※入札参加希望票の提出後に指定業者審査をおこない入札参加業者を指名 日時、場所:指定業者審査にて入札参加指名業者となった業者に通知する
最低入札参加者数	4 社以上
入札参加資格	別表 1
指名選定基準	別表 2
入札参加申請方法 (提出書類)	1 入札参加希望票 2 会社概要(主要取引金融機関を表記すること) 3 直近の決算書 4 会社役員構成・氏名がわかるもの 5 直近の経営事項審査結果通知書および「A」ランク格付けのわかる資料の写し 6 保育園建築等に関する実績がわかるもの(施工記録写真、完成写真等) ※保育園実績が無い場合は、類似の工事案件に関する実績。
入札参加申請期間	平成 29 年 4 月 19 日(水)より 5 月 8 日(月)※午後 3 時迄に必着
申請書等の作成 および提出方法	上記の「入札参加希望票」に必要事項を記入、添付資料と共に郵送
指定業者審査の結果通知	平成 25 年 5 月 9 日(火)に電話または FAX にて結果通知後、郵送にて書面通知
設計図書等の配布	平成 25 年 5 月 9 日(火)に郵送にて発送
書類提出先	〒158-0083 東京都世田谷区奥沢 1 丁目 48-13 グリーンヒル奥沢保育園 TEL 03-3727-1833 FAX 03-3727-1834 担当：山口和代
問合せ先	同上 ※お問い合わせは FAX に限ります。

(別表 1)

入札参加条件

- 1)建設業法第 28 条に定める指示、または営業停止をうけていないこと。
- 2)発注工事に対応する技術者を建設業法第 26 条に定める技術者及び現場代理人等必要な人員を配置できること。
- 3)直前 10 年間に、同工種で、同規模工事等以上の建築工事を施工した実績があること。
- 4)入札公表の日から入札日までの間に、東京都及び世田谷区において指名停止の措置を受けていないものであること。
- 5)建設業法第 27 条の 23 の規定による経営に関する客観的事項の審査結果に基づく建築一式 工事の総合評点が 1000 点以上であること。または、都道府県における建設業者の格付けにおいて「A」ランク以上であること。
- 6)当該発注工事に対する当法人からの代金支払いについて、行政等からの補助金等の支給状況 に合わせた支払い条件に応じることができること。
- 7)入札後すみやかに住民説明会を実施するため、資料作成と説明を行うとともに、質疑応答を行うことができる体制で準備すること。
- 8)工事期間中は現場及び周辺の安全管理および清掃等を確実におこない、工事関係者と地域住民が良好な関係を保つよう関係者への教育及び周知を徹底し、円滑な工事の進捗管理をおこなうこと。
- 9)工事をおこなうに当たっては法令及び法規等を遵守し、施主および設計監理者、関係機関等 と連携を密にしながら円滑な工事進捗に努めること。
- 10)工期を厳守し、平成 30 年 4 月 1 日開園が遅延しないよう施工及び管理を行い、可能な限り短縮できるよう努めること。 また、工事を行うにあたっては、近隣住民に十分配慮すること。
- 11)世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱(平成 24 年 2 月 28 日 23 世経理第 709 号)による措置または排除ならびに解除等を受けた実績がないこと。

備考

- 1.入札予定価格については、当法人理事会において指名選定を受けた業者にのみ公開します。
- 2.最低落札価格を設定します。
- 3.本入札は世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱(平成 24 年 2 月 28 日 23 世経理第 709 号)を適用する案件になります。

入札参加希望票

社会福祉法人 ちとせ交友会

理事長 山口哲史 殿

平成 年 月 日

社名 所在地 代表者	職氏名		
担当者	部署 職氏名 電話 FAX		
希望する工事	件名:社会福祉法人ちとせ交友会(仮称)東玉川保育施設 新築工事		
	希望理由・自社のアピール等		
建設業の許可番号 有効期間 種類			
東京都における等級格付	業種	等級	順位
	建築工事		
東京都内での 過去5年間における 元請での受注最高実績	官公庁		民間
	千円		千円

添付資料：直近の会社の経営状態がわかるもの(決算書等)

会社の役員構成・氏名がわかるもの

経営事項審査結果通知書の写し(直近のもの)

(別表 2)

指名業者選定基準

1 選定の判断事項

以下に掲げる各事項を参考に、事項ごとに点数化するなどして入札参加予定業者の順位付けを行い、理事長が指名業者を選定し理事会にて決定する。

- (1)経営及び信用の状況
- (2)官公庁工事の実績の有無
- (3)既発注工事の施工成績
- (4)発注工事施工についての技術的特性
- (5)発注工事の内容に適した専門性
- (6)施工中の既発注工事の進捗状況等

2 指名の制限事項 法人は、次の各号の一に該当するものは指名しない。

(1)不誠実な行為があるもの

- ア 東京都競争入札参加者指名停止措置要綱(平成 6 年 9 月 30 日付 6 財経総第 756 号財 務局長決定)に基づく指名停止期間中であるなど指名から除外する期間中である者
- イ 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置要求に従わない等、請負契約の履行が不誠実である者
- ウ 東京都発注の工事請負契約につき、関係行政機関等からの情報により下請契約関係が不適切であることが明確である者

(2)経営状況が著しく不健全である者

(3)法人が事前に発注工事に応じて公表する条件を満たさない者

(4)前各号のほか、1 の各号を調査した結果、指名することが不適切と認められる者

(5)過去または現在の施工実績及び経過において、世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱(平成 24 年 2 月 28 日 23 世経理第 709 号)に抵触する行為があった者